

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

静岡国民年金 事案 1504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年9月から61年12月まで
② 昭和62年4月から平成元年3月まで

私は、母親に私の国民年金保険料の納付を頼んでいたところ、時期は定かではないが保険料を滞納していることを知り、銀行預金からお金を下ろして母親に保険料20万円ぐらいを納めてもらったことを覚えている。保険料をまとめて納付してからは、母親が滞納しないように毎月保険料の納付を確認するようしており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を納付していないことが分かり、未納分をまとめて納付した後、毎月、保険料を納付していたと述べているところ、オンライン記録上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から推定できる国民年金の加入手続時期（昭和61年12月）以降、申立人は保険料を納付していなかったとされているが、昭和62年1月から同年3月までの3か月分の保険料を平成元年3月に過年度納付し、同年4月からは毎月保険料の納付を励行していることから、申立期間の保険料の納付に係る申立人の記憶に近い経過があったことが認められる。

また、上記平成元年3月に行った過年度納付の時点で申立期間②の保険料は時効前であり、併せて納付が求められていたと考えられる上、申立期間②に係る保険料を納付するのに必要となる金額は申立人が記憶する納付金額に近いものとなっている。

さらに、申立人は平成元年4月以降、保険料の未納は無い上、納付の遅れ

も無く、同年同月以降、保険料の納付に対する意識も高くなっていたことがうかがえることから、申立期間②の保険料については納付していたとしても不自然ではない。

一方、申立人は、上記昭和 61 年 12 月頃行われた加入手続により 20 歳到達時まで遡って国民年金被保険者資格を取得したものとみられることから、申立期間①の保険料については、まとめて遡って納付するしか方法が無かったとみられるところ、まとめて納付したのは 1 回であると記憶している上、上記平成元年 3 月に保険料を過年度納付した時点では、既に時効であったことから、申立期間①の保険料については納付することができなかったと考えられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかがえない上、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 2032

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成4年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月30日から同年10月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間についてA事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B事業所（A事業所から名称変更）の回答及び在職証明書から判断すると、申立人は、平成4年9月30日まで当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所における平成4年8月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る平成4年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年10月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所（現在は、B事業所）C支店で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が56万円となっているが、標準報酬月額の上限額が改定された平成6年11月以前から60万円前後の報酬を得ており、厚生年金基金及び健康保険組合は59万円で記録されているので、標準報酬月額を59万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、平成6年10月1日の定時決定において53万円と記録され、同年11月1日に56万円に改定されていることから、同日より施行された標準報酬月額の上限の改定（平成6年法律第95号）に伴い、職権改定されたものと考えられる。

しかしながら、申立人の標準報酬月額は、D企業年金基金の厚生年金基金加入員台帳によれば、平成6年11月1日の法改正により53万円から59万円に改定されており、E健康保険組合の資格台帳によれば、同年10月1日に59万円で記録されていることが確認できる。

また、申立期間当時の標準報酬月額に係る届出書について、B事業所及びD企業年金基金は、「複写式の届出書を使用していたもようである。」と回答している。

このことから、オンライン記録とD企業年金基金及びE健康保険組合との記録が相違することは不自然であり、事業主は、申立人が主張する報酬月額を社会保険事務所に届け出たものの、社会保険事務所において事務処理誤りがあった可能性が考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間について、59 万円の標準報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出たことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間の標準報酬月額については、24 万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで

A事業所の申立期間に係る標準報酬月額は、源泉徴収票の支払金額から算出した1か月当たりの給与額と比べると低額となっているので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、9 万 2,000 円と記録されている。

しかしながら、申立人が提出したA事業所に係る平成 10 年分及び 11 年分の給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額は、当該事業所が加入するB健康保険組合が提出した適用台帳から確認できる申立人の申立期間に係る標準報酬月額（24 万円）を基に算出した保険料額とおおむね一致することが確認できる。

また、A事業所は、「社会保険事務所に提出する厚生年金保険用の算定基礎届と健康保険組合へ提出する健康保険用の算定基礎届は複写式を使用しており、同じ内容のものを健康保険組合へ提出しているため、厚生年金保険と健康保険の標準報酬月額が相違することは考えられない。」と回答しており、B健康保険組合は、「A事業所から送られてくる届書は申立期間当時から4枚つづりの複写式であり、こちらのコンピューターで入力処理をして確認した後、社会保険事務所へ届け出ている。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、平成 10 年 10 月 1 日に定時決定が行われている申立人の整理番号の前後 30 名のうち、B健康保険組合が管理する適用台帳上で記録が確認できる 19 名の資格取得時及び当該定時決定時における標準

報酬月額を調査したところ、オンライン記録と当該健康保険組合の記録とが一致していない者は1名のみであった。

以上のことから、A事業所の事業主が、B健康保険組合の適用台帳に記録されている標準報酬月額と異なる届出を社会保険事務所に行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和62年12月1日に、資格喪失日に係る記録を63年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月1日から63年6月16日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間において、A事業所に勤務しており、一部期間であるが支給明細書も提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した支給明細書（昭和62年12月分から63年4月分まで）、A事業所が保管する社員名簿及び回答から、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が提出した支給明細書（昭和63年1月分から同年4月分まで）によれば、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、A事業所の担当者は、「昭和63年4月及び同年5月の厚生年金保険料についても支給明細書で確認できる金額と同額の保険料を控除していたと思う。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、支給明細書で確認できる厚生年

金保険料控除額及びA事業所の回答から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成2年3月は9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月1日から同年8月17日まで

A事業所における標準報酬月額は、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料額と比較して低いことが分かったので、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成2年3月は9万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周

辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成2年1月、同年2月及び同年4月から同年7月までの期間については、給与支払明細書から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を55万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月8日

A事業所に勤務していた期間の標準賞与額を年金事務所に照会したところ、申立期間の標準賞与額について、記録が無いとの回答を得た。

所持している申立期間の賞与支給明細書によれば、厚生年金保険料が控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、申立人が提出した賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、55万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の賞与支払届には申立人

の氏名は見当たらず、健康保険組合の記録においても申立人の申立期間における標準賞与額の記録が確認できないことから、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所（当時）及び健康保険組合の双方が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主は申立人に係る賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和48年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月16日から同年2月5日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間は、同一企業内で転勤した時期であり、A事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和48年1月16日にA事業所C工場から同事業所B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B工場における昭和48年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A事業所B工場における申立人に係るD厚生年金基金の加入日と厚生年金保険の記録における資格取得日が一致しており、D厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和48年2月5日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月、同年6月、14年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年5月及び同年6月
② 平成14年4月及び同年5月

申立期間①は求職中だったが、国民年金保険料の未納通知が来たので納付しており、申立期間②はフルタイムで働いており、毎月きちんと納付していたので、申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、求職中だったが、国民年金保険料の未納通知が来たので納付したと述べているところ、申立人の所持する年金手帳では、申立人が申立期間①に国民年金被保険者資格を有していたことを示す記載は無いほか、申立人は、会社退職後の申立期間①に係る国民年金加入手続についての記憶が曖昧である上、オンライン記録でも、申立期間①は未加入期間とされていることから、申立人に対して申立期間①に係る納付書が発行されることは無かったと考えられる。

また、申立人は、申立期間②の保険料について、申立人が当時居住した市において、送付されてきた納付書により期限内に郵便局、金融機関又はコンビニエンスストアで納付したとしているところ、i) 申立期間②前後の保険料は過年度納付されており、現年度の納付期限内には納付されていなかったとみられること、ii) 申立期間②当時、保険料をコンビニエンスストアで納付することはできず、申立人の主張は当時の状況と一致しないこと、iii) 申立人は、保険料の納付場所や納付時期等の記憶も曖昧であること等から、申立人が申立期間②の保険料を納付したものと推認することは困難である。

さらに、申立期間の時期には、保険料収納に係る事務処理の機械化が促進

されていることから、記録誤り等が生じる可能性は低いものと考えられる上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1506

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月

私は、厚生年金保険と国民年金との切替えの時は、国民年金保険料の納付が必要な月を確認していたので、申立期間の保険料も納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険と国民年金との切替時は、国民年金保険料の納付が必要な期間を確認していたため、申立期間の保険料も納付したはずであると述べているものの、申立期間の保険料を納付した時期及び場所等については明確な記憶は無いとしている。

また、申立人が申立期間の保険料を納付した可能性がある場所として挙げた金融機関でも、申立期間の保険料を納付した可能性のある時期の関連書類に申立人が申立期間の保険料を納付したことを示すものは見当たらないとしている。

さらに、申立期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1507

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月から同年 8 月まで

私は、結婚前はアルバイトをしていて収入が少なかったので、国民年金保険料を免除していただいていたが、平成 12 年頃、結婚費用の残り等があったため、免除された保険料を全額追納したはずであり、申立期間が免除されたままであることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除されていた申立期間の国民年金保険料を、平成 12 年 3 月頃、追納したと述べているところ、20 年 4 月 9 日付けの申立期間に係る追納勧奨状を所持している上、オンライン記録上も、申立期間に対する保険料の追納申込み及び申込みを承認した記録は無く、申立期間に係る追納保険料の納付書が作成されたことが確認できない。

また、申立人は、申立期間の追納保険料について、市役所の窓口で納付したと述べているが、追納保険料は国庫金のため、市役所窓口で納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を追納したとする時期になると、国民年金に係る事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が発生する可能性は低くなっていると考えられるところ、申立人から提出された家計簿の記載内容のみでは、保険料が実際に納付されたことを推認できるまでには至らない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで
② 昭和 44 年 10 月 30 日から同年 12 月 2 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書は無いが、申立期間①についてはA事業所、申立期間②についてはB事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の資格喪失日は昭和 39 年 9 月 1 日と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、申立期間①当時、A事業所において厚生年金保険の被保険者となることが確認できる複数の者に聴取したが、申立人のことを記憶する者は無く、申立期間①における申立人の勤務状況が確認できる証言を得ることはできなかった。

一方、申立人は、「A事業所に勤務していた昭和 39 年の夏に、病気により入院した。」と述べており、上述の被保険者原票によれば、昭和 39 年 8 月 4 日から 40 年 2 月 3 日までの期間については、傷病手当金の支給記録が見られることから、A事業所では当初、当該期間について申立人を在籍の扱いとしており、後に資格喪失日を遡って 39 年 9 月 1 日としたことがうかがえる。

しかし、A事業所の現事業主に照会したところ、「申立期間①当時の資料は残っておらず、当時のことを分かるのは、私しかいない。また、私も当時は若く、申立人が短期間で病気退職したとしか記憶していない。」と回答している上、傷

病手当金について、申立人は、「申立期間①当時、傷病手当金をもらった記憶は無く、厚生年金保険料をA事業所に支払った記憶も無い。」としており、現事業主も、「傷病手当金を会社が代理で受給したか、あるいは、会社が傷病手当金から、厚生年金保険料を控除したかは、分からない。」と述べており、申立人の申立期間①における申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用及び保険料の控除について確認できる証言及び資料を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人は、前職を退職後すぐにB事業所に勤務したと述べているところ、申立期間②に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取したが、申立人のことを記憶しているものの、申立人が勤務を開始した時期について記憶している者はおらず、申立期間②における申立人の勤務状況について確認できる証言を得ることはできなかった。

また、B事業所は廃業し、申立期間②当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録を有する当該事業所廃業時の元事業主に照会したところ、「資料が無く、当時の社会保険の取り扱いについては分からない。」と回答している。

さらに、申立期間当時の事務担当者とされる者は、既に亡くなっており、申立人の当該事業所での勤務状況、厚生年金保険の適用及び保険料控除についての資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人のB事業所における雇用保険の被保険者記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 11 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 9 月 26 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、昭和 45 年 2 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から40年11月1日まで
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には当該表示が確認できる上、厚生年金保険脱退手当金裁定通知書は、脱退手当金の支給を決定した際に請求人に通知されるものであるが、申立人は当該通知書を所持している。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年12月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで
② 昭和 42 年 7 月 17 日から同年 10 月 31 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和43年2月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間②に係る事業所を退職した後の昭和42年11月7日に重複整理の手続がとられたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が43年2月19日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 16 日から 41 年 2 月 16 日まで
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年4月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、昭和48年5月まで国民年金への加入手続を行っていない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 52 年 5 月 31 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者期間を問い合わせたところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。A事業所B営業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所B営業所で勤務していたと記憶する者の証言から、勤務期間については特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録では、申立人が勤務していたとするC市においてA事業所B営業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、上述の者が被保険者資格を取得していたA事業所及びD事業所のオンライン記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、A事業所は、「A事業所B営業所は、A事業所の代理店であったと考えられる。代理店は、A事業所及びD事業所で社会保険には加入せず、個人で国民年金に加入する形態だったと考える。」と回答している。

さらに、申立人がA事業所B営業所の所長であったと記憶する者は、オンライン記録から特定することができず、申立人が記憶する複数の同僚は、申立期間中において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を免除申請していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から62年8月1日まで

ねんきん定期便によると、A事業所B事業部における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、申立期間において直前の期間より極端に下がっているが、当該期間において給与が下がった記憶はないので、申立期間における標準報酬月額を、実際に得ていた給与額に見合う額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、A事業所は、「申立期間に係る賃金台帳は保管していない。」としており、申立内容を確認できる資料及び証言を得ることはできないものの、「2等級以上の固定的賃金の変動があった場合は、標準報酬月額変更届を提出している。」と回答しているところ、オンライン記録によれば、申立人に係る標準報酬月額は、昭和61年10月の定時決定においては28万円、翌年(昭和62年)8月の随時改定においては41万円とされていることから、A事業所B事業部は、社会保険事務所(当時)に対して、申立人に係る固定的賃金の変更に基づき、62年8月に41万円の報酬月額で、被保険者標準報酬月額変更の届出を行ったことが推認できる。

さらに、申立人と同時期に、A事業所B事業部において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の同僚の記録においても標準報酬月額が変動

していることが見受けられ、当該同僚は、「C職の給料は、基本給のほかに支払われる時間外手当等により変動した。」と述べている。

加えて、D労働組合は、「C職の給与額は、業務実績に応じて支払われる手当によって変動する上、病欠及び事故等の賞罰によっても変動が生じる。標準報酬月額を見直す時期の報酬額の平均において、10万円以上の差が生じることは十分あり得る。」と述べている。

なお、A事業所B事業部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 37 年 7 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。しかし、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に勤務していた当時の同僚の名前を挙げている。

しかし、上述の同僚は、「私と申立人は、現場採用従業員であり、A事業所において厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、A事業所は、「申立期間当時、現場採用従業員を厚生年金保険に加入させるかどうかは現場責任者の裁量に委ねていた。加入させない場合、給与から厚生年金保険料の控除もしていなかった。」と回答していることから、A事業所においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 34 年 10 月 1 日から 38 年 1 月 21 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人及び申立人が同僚として挙げた者の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、A事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、商業登記簿謄本によれば、昭和 41 年 11 月 1 日に有限会社となっているところ、当該事業所の元役員の証言から、申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録から、A事業所は昭和 44 年 2 月 1 日に、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、A事業所の元役員は、「法人事業所になる前の個人事業所だった当時、厚生年金保険へ加入していなかった。」と回答している。

さらに、A事業所の元従業員は、「厚生年金保険の適用事業所になる前は、給与から厚生年金保険料を控除されることはなかった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。